

パブリックコメントに寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	条項	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	Ⅱ-3-2 (8)	「障害発生時の対応」にある各「体制」は、社内規則として整備する必要はあるのか。それとも、明文の運用マニュアルのようなもので明確になっていれば必要十分なのか。	システムが安全かつ安定的に稼働することが極めて重要であることから、監督指針(Ⅱ-3-2(1))に基づき策定された基本方針を見直すことにより、システムリスクに対応することが望まれます。
2	Ⅱ-4-2 (4)①□	書面等の形式的な審査にとどまらない適切な審査の内容については具体的な記載がなく、その運用によっては本改正案による規制が形骸化されることから、例えば、一定の年齢(例えば65歳)以上の顧客や、申告する資産が年収(例えば年収の2倍)と比して大きい場合については、裏付けとなる年収・資産を証明する資料を徴求させるなど、具体的な措置を例示することが検討されるべきである。	御意見を踏まえ、「適切な方法」の例示を示す修正を行いました。
3	Ⅱ-4-2 (4)①□	「書面等の形式的な審査にとどまらず、適切な方法による審査を行っているか。」とあります。顧客に対しては、「申告を裏付ける証拠を示してください」と要請するわけであり、信頼関係を害するおそれもあります。慎重な対応にならざるをえないのですが、この「適切な方法」とは、具体的にどのような方法が想定されているか例示を示されたい。	
4	Ⅱ-4-2 (4)①□	投資可能資金額及びその増額の許可・不許可を決裁する者(以下、「決裁者」という)が、恣意的にまたは裁量で適否を判断するのではなく、会社で要件や基準を社内規則として定めるとともに、決裁者は顧客が申告した金融資産や投資可能資金額を精査し、社内規則で定めたとの要件やどの基準に当てはめて、投資可能資金額の適否を判断したのか記録に残すようにすべきである。	商品先物取引業者は、監督指針Ⅱ-4-2②ハの業者内審査手続等に従い、適合性の審査に係る社内規則を制定するとともに、当該顧客の属性を勘案し、顧客の申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されたものかどうかについて、この社内規則に従って、妥当か否かを適切に審査するとともに、その審査に関する記録を残すことが必要です。

5	Ⅱ-4-2 (4)②イ	「建玉時に預託する」が削除されたことにより投資上限額の3分の1の計算方法は、変動後の投資上限額の3分の1という理解でよいか。また、習熟期間中に投資上限額と同額の損失が発生することを防止するため、規則102条の2の3号により勧誘を受けて取引を開始した顧客以外の顧客にも上記の計算式を当てはめるべきではないか。	商品先物取引業者は、最初の取引を行う日から最低90日を経過する日までの期間において、取引証拠金等の額が当初設定された投資上限額の3分の1に達することとなる取引の勧誘はできません。なお、かかるルールは規則第102条の2第3号による勧誘を受けた顧客保護の観点から導入されたものであり、当該顧客以外の顧客が行う取引への導入は予定しておりません。
6	Ⅱ-4-2 (4)②イ	「建玉時に預託する」の箇所の削除は、新規委託者が取引開始当初の習熟期間中に不測の損害を被らないように取引を抑制するという適合性の原則(新規委託者保護義務)の趣旨に資することから、賛成である。	
7	Ⅱ-6	「反社会的勢力」の定義については、指定暴力団以外の、いわゆる「半グレ」等も該当しない場合には、「反社会的勢力」から「反社会的勢力等」への文言の訂正を求める。また、追加の改正内容として、商品先物取引業者全てについて、法人番号の届出を行わせるようにする事を求める。	監督指針(Ⅱ-6(1)(参考)(b))において、指定暴力団に限らず、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人を反社会的勢力としてとらえています。また、法人番号に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。